



広報

しんち

平成24年9月20日号

国民健康保険の保険証が個人証（カード化）になります

10月1日(月)から新しい保険証をご使用ください

10月1日(月)から国民健康保険被保険者証(保険証)がカード化されます。
現在お使いの保険証の有効期限は、平成24年9月30日(日)です。

カード化により、これまで世帯ごとに発行していた保険証が、1人につき1枚交付されます。新しい保険証は9月末日までに各家庭に郵送します。

10月1日(月)以降に診療を受ける際には、受診される方で本人の新しい保険証を医療機関に提出してください。

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成	年	月	日
記号島87番号				
氏名			性別	
生年月日	年	月	日	
資格取得年月日	年	月	日	
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名	これは見本です			
住所				
保険者番号	0	7	1	2
	7	4		
保険者名	福島県相馬郡	新地町	一部負担金の割合	
			一般	子ども
			3割	0割

新しい保険証の見本

◎問い合わせ 健康福祉課 (☎②2932) 町民課 (☎②2115)

7020募集

町では、町内にお住まいの70歳以上の方(昭和17年10月31日以前に生まれた方)で十分に機能している自分の歯が20本以上ある方を募集します。(すでに表彰された方は除きます)

要件を満たした方は11月の健康福祉まつりで表彰します。
募集期間
9月18日(火)～10月12日(金)

応募方法 渡辺歯科医院(☎②3155)、健歯科クリニック(☎②2418)に応募用紙がありますので事前に連絡のうえ、健診を受けてください。(健診無料)

◎問い合わせ
健康福祉課 (☎②2931)

就学時健診を実施します

町教育委員会では、来春小学校に入学する児童の就学時健康診断を10月に実施します。

町内に住民票のある児童お

よび町内保育所に通所している児童には、事前に教育委員会から通知しますので、決められた日に指定された学校で受診してください。

なお、町内に避難されている前記以外の方で、来春小学校に入学する児童がいる保護者の方は、教育総務課までご連絡ください。

◎問い合わせ
教育総務課 (☎②4477)

保育所臨時職員募集

町では、町内保育所の臨時保育士を募集します。

募集人数 1名
応募資格
保育士の資格を有する方

雇用期間
10月1日(月)～3月31日(日)
賃金 7,600円/日
申込手続 申込用紙に必要事項を記載し、役場町民課に提出してください。
(用紙は、町民課にあります)

募集期限 9月28日(金)

◎申し込み・問い合わせ
町民課 (☎②2116)

国民年金保険料の後納制度が始まります

国民年金保険料の後納とは

「年金確保支援法」によって、2年を経過して納付できなくなった国民年金の保険料を納付することができます。これを保険料の後納制度といいます。

この保険料の後納制度によって納付できる保険料は、過去10年以内に納め忘れがある国民年金の保険料です。国民年金保険料は、2年前までしかさかのぼって納めることができませんが、後納制度によって、この2年を超え10年前までの納め忘れた保険料を納付できます。

保険料の後納は、平成24年10月から平成27年9月までの3年間行われるものです。

後納制度を利用できる人

保険料の後納制度を利用できる人は、次のような人たちです。

▽20歳以上60歳未満の人で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある人。

▽60歳以上65歳未満の人で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間、さらには任意加入期間中に納め忘れの期間がある人。

▽65歳以上の人で、年金の受給資格がなく、任意加入をしている人など。

なお、この後納制度は、現在老齢基礎年金を受給している人は対象となりません。

後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料（後納保険料）の額は、納付しなければならなかった当時の保険料額に一定額が加算された額となります。

平成24年度中（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）に納めることができる後納保険料の額は次のようになっています（月額）。

平成14年度分	14,940円
平成15年度分	14,720円
平成16年度分	14,510円
平成17年度分	14,560円
平成18年度分	14,610円
平成19年度分	14,640円
平成20年度分	14,760円
平成21年度分	14,840円

なお、保険料の後納制度は、平成24年10月1日から実施されますので、さかのぼって納められる平成14年度分の保険料というのは、平成14年10月分までとなります。したがって、平成24年11月になると、平成14年11月分の保険料までしか後納できません。

このように、後納制度によって納められる保険料は10年前までとなっていますので、保険料の後納が実施される平成24年10月から平成27年9月までの3年間の期間中でも、さかのぼって納められる保険料は毎月変わることになります。

後納できる保険料の順序等

後納できる保険料には順序があり、過去10年前までの保険料のうち最も古い分の保険料から納めることになります。

また、一部免除期間のうち免除されない部分が未納となっている期間についても、この保険料の後納ができます。

◎問い合わせ

相馬年金事務所国民年金課（☎³⁰5173）
新地町役場健康福祉課（☎⁶²2932）

原子力損害賠償 巡回法律相談

福島県では、福島県弁護士会と連携し、弁護士による対面の法律相談を実施しています。相談は無料です。請求手続きについての不明な点などお気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制です。事前にご連絡のうえ、お越しください。

日程・場所

9月20日(木)・10月11日(木)
相馬市玉野公民館会議室

(相馬市玉野町56-1)

9月13日(木)・27日(木)
10月4日(木)・18日(木)

福島県南相馬合同庁舎402
会議室

(南相馬市原町区錦町1-30)

相談料 無料

相談時間 30分

(13時30分から15時50分の間)

◎事前予約受付番号

☎024-523-1501

自家栽培きのこの等の 安全確認について

一般にきのこ類は放射性物質を吸収しやすいと言われて

います。販売用に栽培されているきのこ類が適正に栽培管理されているのに対して、自家栽培きのこ類は、適正に管理されていないものも多いため、放射線物質による汚染を強く受けている可能性があります。

町では、食品の放射性物質の測定を行っております。自

家栽培きのこや山菜等については、必ず検査を受けて安全を確認してから摂取してください。

測定検査をご希望の方は、農林水産課までご連絡ください。

◎問い合わせ

農林水産課 (☎②2194)

不正軽油撲滅 強化月間

10月は「不正軽油撲滅強化月間」です。

県では、関係団体と協力して不正軽油の排除に取り組ん

通行にご注意ください

現在、町では、下水道の災害復旧工事のため、役場南側（JR臨時代行バス新地駅付近）で片側交互通行の交通規制を行っています。案内標識や誘導員の指示に従い、安全な通行をお願いします。

工事期間は10月末ころまでを予定していますが、天候等による工事の進捗状況によっては、期間が変わることもあります。ご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ

建設課 (☎②2114)

就業構造基本調査にご協力ください

総務省統計局、福島県、新地町では、平成24年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は、国民の就業および不就業の状態を調査し、就業構造の実態を明らかにすることを目的としています。調査の結果は雇用政策、経済政策など各種行政施策の基礎資料として利用されます。

調査の対象は、全国で抽出された約47万世帯に居住する15歳以上の方です。調査対象となった世帯には、9月下旬から統計調査員が調査票の記入をお願いに訪問します。

調査の重要性をご理解いただき、ご回答いただきますようお願いいたします。

◎問い合わせ 企画振興課 (☎②2112)

切れていませんか？ 自賠償の有効期限

しておりますが、県民のみなさんからの情報提供も欠かせません。

不正軽油の製造や販売、使用に関する情報がありましたら、相双地方振興局県税部までご連絡ください。

◎問い合わせ
相双地方振興局県税部
(☎②61127)

自賠償保険・共済は、すべての自動車の保有者に、自動車1台ごとに加人が義務づけられています。自賠償保険・共済なしでの運行は法令違反となりますのでご注意ください。

心配ごと相談

日時 10月10日(水)・22日(月) 10時～15時
場所 保健センター

行政相談

日時 10月22日(月) 10時～15時
場所 保健センター

無料法律相談所

新地町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日時 (10月)

- ① 弁護士による相談 9日(火)・23日(火)
- ② 司法書士による相談 2日(火)・16日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士
福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 被災者の生活に関する悩みや支援制度の紹介等

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (☎³⁶4789)
福島県司法書士会 (☎024-534-7502)
町民課 (☎⁶²2116)

休日在宅当番医

10月7日(日)
羽根田医院
(相馬市) ☎³⁵2970
10月8日(月)
相馬中央病院
(相馬市) ☎³⁶6611
10月14日(日)
杉本医院
(相馬市) ☎³⁶3650
10月21日(日)
ふなばし内科クリニック
(相馬市) ☎³⁵1500
10月28日(日)
あらか産婦人科クリニック
(相馬市) ☎³⁵0303

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

10月7日(日)
かとう歯科医院
(原町区) ☎²⁴3838
10月8日(月)
大井歯科医院
(相馬市) ☎³⁵0808
10月14日(日)
木幡歯科医院
(鹿島区) ☎⁴⁶2244
10月21日(日)
あべ歯科医院
(相馬市) ☎³⁶5511
10月28日(日)
広瀬歯科医院
(原町区) ☎²³2207

診療時間 9時～16時

福島県緊急雇用創出 成長産業等人材バンク事業 正社員にチャレンジ 実習生募集

福島県では、成長産業等人材バンク事業として、被災求職者を中心とした失業中の方を対象に、研修や職場実習を通じた長期的な就労、正規雇用となるための支援を行っています。まず、県が委託した人材派遣

株式会社実習生として入社し、事前研修や派遣先での実習を行います。そして、実習生と実習先企業の双方が、お互いの適性を判断したうえで、長期的な雇用への移行の可否が決定します。実習生への応募、事業の問い合わせは、県が委託している次の事業者にご連絡ください。

◎申し込み・問い合わせ
株式会社ワールドインターネット
☎0120-19318080

株式会社ビズコム (☎²⁶9213)
公証制度を
ご利用ください
10月1日から7日は「公証週間」です。公証制度は、公務員である公証人が、大切な遺言・契約の公正証書の作成、確定日付の付与、定款や私文書などの認証など、国の公証に関する事務を取り扱う制度です。公正証書に書かれてい

る内容は、裁判その他の面で、高い証拠力が与えられます。また、公正証書には「執行力」があり、金銭にからむ契約で相手が約束に反して金銭の支払いをしなかった場合、裁判抜きで相手の財産に対し強制執行ができます。遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産貸借、離婚に際しての慰謝料、養育費などの問題は、先々にもめごとを引き起こしがちです。そんなとき遺言や当事者間の取り

決めを公正証書にしておけば、後のトラブルを防止し、権利や財産を守ることができ
ます。
相談は無料です。お気軽にご相談ください。
◎問い合わせ
相馬公証役場
(☎³⁶1008)